

上野事務所ニュース

27年4月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

協会けんぽの 健康診断につ いて

協会けんぽでは、35歳以上75歳未満の被保険者（本人）を対象にした「生活習慣病予防健診」と、40歳以上75歳未満の被扶養者（ご家族）の方を対象にした「特定健康診査」を行っています。1月上旬のデータを基に、3月下旬頃から健診の案内を送付しています。

これらを利用して健診を受けた場合、受診費用の一部を協会けんぽが負担します。この場合でも、年1回会社に義務付けられている安全衛生法上の定期健康診断の内容を満たします。

◆申込から受診までの流れ

(1)生活習慣病予防健診（被保険者本人）

- ①生活習慣病予防健診実施医療機関に電話をし、予約を行います。
- ②生活習慣病予防健診申込書に健診予約年月日、健診機関名、健診機関コードを記入します（退職された方、受診しない方には二重線を引きます）。1月上旬以降に入社した方で、受診を希望される場合は一覧表に追記します。
- ③協会けんぽに申込書を郵送します。（この際にコピーをとり控えをとっておきます。）
- ④「健康保険証」を持って健診を受けます。
- ⑤健診結果は、原則個人ごとに親展で健診機関から事業所宛に送付されます。健診機関によっては会社用に受診者の健診内容の一覧表を

送付している場合もあるようです。
(2)特定健康診査（被扶養者）

①1月上旬までに扶養となっている対象被扶養者の方に、4月上旬から特定健康診査受診券が被保険者の住所に届きます。

1月上旬以降に扶養となった対象被扶養者で、受診を希望される場合は、申込みをすると受診券が送られます。

②受診希望の被扶養者は、健診実施機関に本人で申し込みします。

③「健康保険証」と「受診券」を持って健診を受けます。

④検診結果が被保険者の住所に送付されます。

障害者職場復 帰支援助成金 について

平成27年4月より、うつ病や事故などによる障害で休職した人の職場復帰を支援するため、新たな助成金制度が設けられることになりました。

企業がうつ病や障害を負った人を会社に復職させて雇用を継続するための環境整備（復職者向けの業務を用意したりするなど）を行うと、復職から6ヶ月間雇用が続いた場合に、中小企業では1人当たり35万円、さらに6ヶ月後にも35万円が支給されます。

社会保険の現 物給与の価額 について

社会保険で標準報酬月額を決める際の報酬とは、賃金、給与、手当、賞与などの名称を問わず、労働の対償として

受ける全てのものをいいます。これは金銭に限らず、現物で支給される食事や住宅なども含まれます。

現物給与を支給する場合は、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額（告示額）」で通貨に換算して報酬に算入します。

【食事の現物給与】

食事で支払われる報酬について、その一部を被保険者が負担している場合は、現物給与の価額から負担分を差し引いた額を算入します。ただし、下記のように被保険者が告示額の2/3以上を負担する場合は、現物給与はないものとして取り扱います。

（千葉県の場合）

- ① 1ヶ月当たりの現物給与（食事）の告示額
18,300円
 - ② 1ヶ月当たりの食事代の徴収額 13,000円
 - ③ ①の3分の2の価額（①×2/3） 12,200円
 $13,000\text{円} - 12,000\text{円} = 800\text{円}$
- 食事代の徴収額 \geq 現物給与価額 2/3 の価額の場合は、報酬に算入しません。

【住宅の現物給与】

被保険者が家賃の一部を負担している場合は、告示額から被保険者負担分を差し引いた金額を現物給与として取り扱います（食事の現物給与のように2/3以上という要件はありません）。

具体的には、千葉県における住宅の貸与によって受ける利益は、告示額で1ヶ月につき、1畳あたり 1,530円と決められています。社宅の広さが 6 畳である場合の告示額は 9,180円です。家賃として1ヶ月当たり 5,000円を徴収している場合、差額の 4,180 を現物給与として報酬に算入します。

（千葉県の場合）

$$6\text{畳} \times 1,530\text{円} - 5,000\text{円} = 4180\text{円}$$

Q&Aなぜなにどうして？

Q：我が社の契約社員で、1年を単位とした契約期間で2ヶ月後に通算

で4年となる者があります。更新の時期が近付いていますが、本人の能力や勤務態度等を検討し、契約を更新しないこととしました。今回、雇止めをするにあたり何か気を付けることはありますか。

～雇用保険の喪失手続における注意点～

A：雇用保険の喪失手続に際し、有期契約で（又は有期契約になってから）3年以上経過し、かつ更新を1回以上行っている場合、次のようにになります。

最後の契約更新時に①これを最後として“更新しない”旨の定めが有る場合と②“更新する場合がある”または“更新する”と定めている場合で、喪失手続時の“離職区分”（基本手当や助成金を受給する際に影響があります）に違いが生じます。

【①の場合】

離職区分は「契約期間の満了」となります。

【②の場合】

本人から更新しない旨を会社に申し出た場合、離職区分は「自己都合」となり、基本手当を受給する際に給付制限（3ヶ月）がつきます。会社から更新しない旨を本人に申し出た場合、離職区分は「会社都合」となります。

離職区分が「会社都合」となる場合、受給中、もしくは受給予定の助成金がある場合、ほとんどの助成金が不支給となりますので注意が必要です。

ただし、継続雇用制度の上限年齢である 65 歳が到来したことによる退職である場合は、最後に結んだ雇用契約書に更新しない旨の定めがなくても、離職区分「あらかじめ定めた雇用期限の到来による離職で契約期間満了」となります。

